

業務用電化厨房契約（クックeプラス）

（オプション契約約款）

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）の業務用電力またはオプション契約約款の業務用取引量別契約として電気の供給を受け、別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上の需要で、かつ、この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の業務用電化厨房契約（2023年4月1日実施。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインタ

ーネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) ピーク時間

冬期間（毎年 11 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 2 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。）の毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間をいいます。

(2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、電化厨房割引額は、割引対象額を上限といたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = (2)\text{の割引対象電力量} \times (3)\text{の割引単価}$$

(2) 割引対象電力量

割引対象電力量は、次のとおりといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって割引対象電力量の上限値を定めることがあります。

また、割引対象電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 過去の割引対象電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ロ 電化厨房機器の内容または使用方法の変更によって、イによりがたい場合は、電化厨房機器の容量、(イ)の使用時間数および(ロ)の使用日数にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の割引対象電力量は、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

$$\text{割引対象電力量} = \text{電化厨房機器の容量} \times (\text{イ})\text{の使用時間数} \\ \times (\text{ロ})\text{の使用日数}$$

(イ) 使用時間数

使用時間数は、オフピーク時間において電化厨房機器を使用する月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の使用時間数は、オフピーク時間をこえないものといたします。

なお、使用時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

(ロ) 使用日数

使用日数は、オフピーク時間において電化厨房機器を使用する月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合、2月については、閏年であっても28日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が適当と認めるときは、使用日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

割引対象電力量1キロワット時につき	4円40銭
-------------------	-------

5 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用ウイークエンド電力または業務用取引量別契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表（適用対象機器類別）

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200 ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティン
グパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器